

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社新庄砕石工業所（法人番号4390001008883）

業者の住所：山形県新庄市十日町1574-3

2. 指名停止措置期間：令和2年12月2日から令和3年1月1日まで

（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：東北防衛局管内

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）

4. 事実概要：

（株）新庄砕石工業所の元役員は、東北地方整備局山形河川国道事務所が発注した山形県新庄市内の工事において、現場で発生した労働災害を資材置場で発生したと偽って虚偽の報告等/new庄労働基準監督署に行い、同社及び同社の元役員は、労働安全衛生法違反により令和2年3月13日、新庄簡易裁判所からそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考

○「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

○工事請負契約に係る指名停止措置等の措置要領の運用基準について」（抜粋）

記7 付表第2関係

（7）業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第15号関係）とは、原則として、次の場合を言うものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が対象区域内において業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 省略